

山梨県地域見守り活動に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社南関東支社（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定を締結する。

1 目的

本協定は、甲及び乙が連携することによって、孤立死・孤独死等の恐れがある世帯を行政の適切な支援につなげ、孤立死・孤独死等の発生を未然に防止することにより、地域住民の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 対象地域

本協定の対象地域は、山梨県全域とする。

3 取組内容

(1) 孤立死・孤独死の恐れのある世帯について

乙は、郵便集配や渉外などの局外における業務を遂行する中で、新聞等が溜まっている、昼間に外灯が点いたり雨戸が閉まっているなど日常生活において異常が感じられ、かつ住人の生命の危険が予見される世帯については、業務に支障のない範囲で、別に甲が提供する所管の市町村の連絡先（以下「市町村連絡先」という。）に状況を通報する。

ただし、緊急の対応を要する場合は、所管の警察署や消防署に直接状況を通報するものとし、併せて、その状況を市町村連絡先に報告する。

(2) (1)の取組みに係る経費は乙の負担とする。

(3) 甲は、市町村等に対して協定の趣旨を周知し、協力を求め、乙の取組みが円滑に実施できるよう支援する。

4 秘密保持

甲及び乙は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た情報については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、相手方の事前の承諾を得ず第三者に開示若しくは漏洩してはならない。

ただし、前項第1号に基づき市町村連絡先及び所管の警察署や消防署に通報する場合は、この限りではない。

5 免責

乙は、第3項による活動を行うことができなかった場合であっても、住人に生じた問題等について、その責任を負わないものとする。

6 有効期間

本協定の有効期間は、協定締結日から平成28年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の2か月前までに、両者のいずれからも申し出がないときは、さらに3年間更新するものとし、その後も同様とする。

7 その他

- (1) 乙は、本協定と同様の趣旨の協定を今後市町村と締結する場合には、本協定の趣旨をふまえ、詳細を定めるものとし、その内容は甲にも報告するものとする。
- (2) 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を所有するものとする。

平成 年 月 日

甲 山梨県甲府市丸の内1-6-1
山梨県知事 後藤 齋

乙 神奈川県川崎市川崎区榎町1-2
日本郵便株式会社南関東支社長
木下 範子